

明るい選挙推進運動三〇周年を迎えて

新津市選挙管理委員会委員長 古川 光三郎

民主政治の健全な発展のためには、その基盤である選挙が明るく行われることが不可欠の要件です。そのためには、政党や政治家、公職の候補者を始めとする選挙運動に携わる人たちの良識ある行動が望まれると同時に、国民一人ひとりが主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要になってきます。

このような考えに基づいて、明るい選挙推進運動が全国的、組織的に行われるようになって

つたわけですが、今年は、この運動が三〇周年を迎える意義ある年にあたっています。

このため、市選挙管理委員会及び新津市明るい選挙推進協議会では、これを機会に従来の明るい選挙推進運動を省みるとともに、この運動の重要性を再認識し、新たな決意をもって運動を一層強力に展開することとしています。本運動の推進について、市民各位の一人層のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

これから、きれいな選挙、住みよい日本。

明るい選挙推進運動 30周年記念月間

昭和57年11月1日～11月30日



（写真）明るい選挙推進協会 自治省 広報（昭和）

禁止 附 寄 附 から 頃 日

選挙がないと、つい忘れがちになってしまふ寄附の禁止。

政治家や候補者が選挙区内の人に金品を贈ったり、それを有権者が受けとったり求めたりするのは公職選挙法で禁止されています。

● 卒業、入学、就職祝い

にお金や品物を贈ること。



● 結婚や出産祝い

にお金や品物を贈ること。



● 開店や落成祝い

に花輪や、またお葬式に香典、供花を贈ること。



● 選挙区からの訪問者

に食事を出したり、おみやげ品を渡したりすること。



日頃から、きれいな選挙を心がけましょう。